

要支援1・2で介護保険サービスを受けている皆さんへ

高齢者を支える新しいしくみ

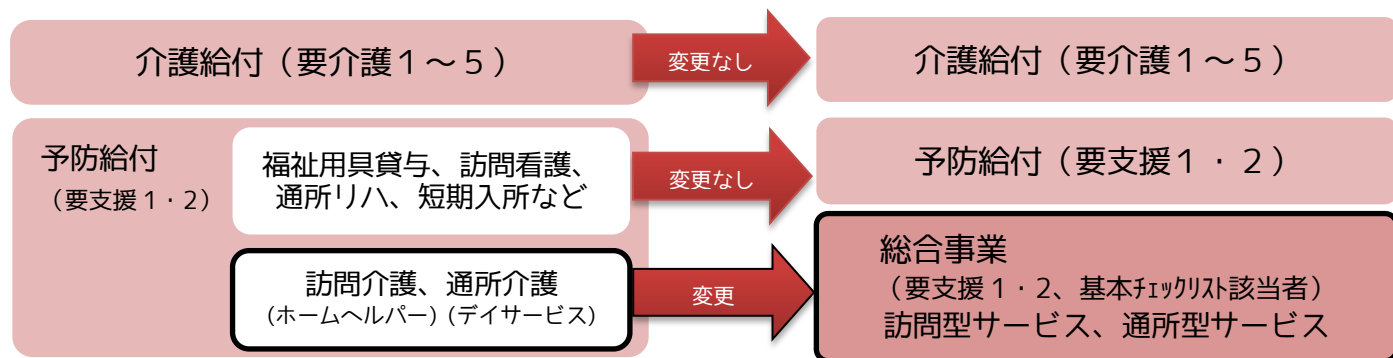
平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

要支援1・2の方に対するホームヘルプサービス、デイサービスが「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に変わります

介護保険制度の改正を受けて、平成29年4月から、要支援1・2の方向けの訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が、全国一律の基準による「予防給付」から、市町村が定める基準で実施する「総合事業」に変わります。

「総合事業」では、これまでどおりの介護事業所によるサービスのほかに、基準を緩和したサービス、住民主体の支え合いによるサービスなど多様な主体によるサービスも実施されるようになります。



総合事業の主なサービスの内容

サービス種別	訪問型			通所型		
	現行相当	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)	現行相当	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	シルバー人材センター	住民組織、ボランティア団体、NPO	介護サービス事業所	在宅介護支援センター併設の通所介護事業所	住民組織、ボランティア団体、NPO
利用者負担	これまで同様	より安価		これまで同様	より安価	
内容	身体介護や家事援助 介護等の資格を持つ専門職が対応	家事援助 資格を持たない従事者も対応	家事援助 住民ボランティアによる支援	機能訓練、介護(入浴等)、交流 看護師等の専門職を配置	交流、介護予防 看護師等の配置なし	交流、介護予防 住民ボランティアによる支援

専門的サービスが必要な方は「現行相当サービス」を利用し、それ以外の方は「基準緩和・住民主体サービスなど」を利用するという、一人ひとりの状態に合わせてメニューを選べるしくみに変わります。

現在、ホームヘルプサービス、デイサービスを利用している方は、これまでどおりのサービスを利用できます

「総合事業」に変わっても、これまで介護事業所から提供されていたホームヘルプサービスやデイサービスが無くなるわけではなく、「現行相当サービス」として継続されます。

現在、これらのサービスを利用している方で、使い慣れたサービスの継続を希望する場合は、引き続き利用することができます。

基準緩和サービス(サービスA)や住民主体サービス(サービスB)、短期集中予防サービス(サービスC)を利用するにはどうすればいいの？

→ 担当地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談を

これらは、「総合事業」の開始に伴って新しくできるサービスで、要支援認定を受けている方のほか、「基本チェックリスト」で要支援相当と判定された方も利用できます。

各サービスは、以下のような特徴がありますが、いずれも、より自立した生活をめざすサービスです。

基本チェックリストとは

運動・口腔機能、物忘れなど25項目の質問に答えていただき、お体などの状態を簡易に判定するツール。要介護(支援)認定と違い、その場で判定できるため、手続きが簡単になります。

実施窓口は、担当地域包括支援センター、担当地区在宅介護支援センター、介護・高齢福祉課。

	基準緩和サービス (サービスA)	住民主体サービス (サービスB)	短期集中予防サービス (サービスC)
内容	<p>〈訪問型〉 身体介護が不要など専門的支援が必要ない方の家事援助</p> <p>〈通所型〉 自宅で入浴可能など専門的支援が必要ない方が交流し介護予防などに取り組む場</p>	<p>〈訪問型〉 住民ボランティアの支え合いによる家事援助</p> <p>〈通所型〉 住民ボランティアの支えあいにより地域の仲間と交流や介護予防などに取り組む通いの場</p>	<p>理学療法士などリハビリテーション専門職の指導のもと、生活機能向上のための訓練を行うサービス</p> <p>訪問・通所を組み合わせ、おおむね3カ月間集中的に実施</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスより費用が安価 ・公的な団体によるサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスより費用が安価 ・他のサービスではできない電球交換、草取りなど柔軟できめ細かなサービスが可能 ・地域のつながりが継続できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職が自宅訪問して家庭での生活機能向上も含めて助言

サービスA・B・C、現行相当サービスのいずれを利用するかは、お体の状態などに合わせて選ぶことが必要です。また、サービスA・B・Cは、今後、徐々に整備する予定で、まだ設置されてない地区もあります。まずは、担当の地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください。